



城北中央公園マネジメントプラン

令和7年(2025)3月

東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要……………2

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況及び特色
- 7 整備計画等

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針……………6

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

III 図面・写真……………11

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

IV 資料編……………14

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名称	東京都市計画公園第6・5・15号上板橋公園
位置	板橋区桜川一丁目、小茂根三・五丁目及び東新町二丁目 各地内、練馬区氷川台一丁目及び羽沢三丁目各地内
面積	43.6ha
種別	運動公園
決定告示	(当初) 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号 (最終) 昭和51年7月13日 東京都告示第686号

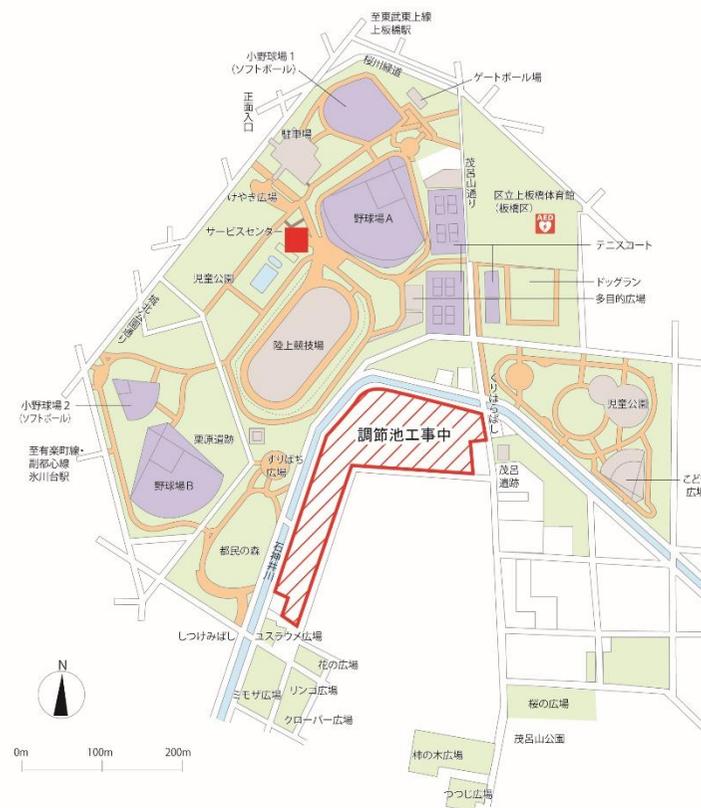
2 開園の概要

名称	都立城北中央公園（じょうほくちゅうおうこうえん）
開園日	昭和32年4月1日
開園面積	258,915.20㎡（令和7年2月1日現在）
公園種別	運動公園
所在地	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、 羽沢三丁目
アクセス	東武東上線「上板橋」、東京メトロ有楽町線・副都心線「氷川台」

3 主な公園施設

管理事務所、駐車場、多目的広場、都民の森、すりばち広場、児童公園、野球場、小野球場、テニスコート、陸上競技場、ゲートボール場、ドッグラン、栗原遺跡、茂呂遺跡、区立上板橋体育館（板橋区営）

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京区部の北西部に位置する都市計画公園である。計画区域の中央を石神井川が流れ、石神井川流域に散在する都市計画公園・緑地とともに、区部北西部の水と緑のネットワークを形成する緑の拠点のひとつとして、大きな役割を担っている。

本園は、板橋区と練馬区の区境に位置する運動公園である。石神井川と茂呂山通りを挟んで大きく 3 つの地区に分かれており、石神井川の左岸に位置する高台の地区は中心となる地区であり、競技場、野球場、多目的広場などの運動施設が配置され、周辺には児童公園やけやき広場、テニスコート、栗原遺跡などがある。茂呂山通りの東側の地区であり、小学生の軽いスポーツ利用を対象とした子供広場、苗木広場などがあり、分園として子供達の遊びや散策に利用されている。石神井川右岸の茂呂遺跡等がある飛び地となっている地区であり、花の広場、桜の広場などが点在している。

また、園内 2 箇所に旧石器時代等の遺跡(文化財指定)があり、歴史・文化を感じることが出来る公園でもある。なお茂呂遺跡は保護のため立入を禁止している。

なお、東京都地域防災計画並びに練馬区及び板橋区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・東武東上線「上板橋」駅から徒歩 15 分、東京メトロ有楽町線「氷川台」駅から徒歩 20 分程度となっている。
- ・公園の北側の 0.5 km を川越街道が、南東側に約 1.0 km のところを環状七号線が通っており、この 2 路線を連絡する道路が公園内を縦断している。石神井川沿いは、武蔵野の路として整備されており、サクラ並木等になっている。

- ・公園東側には、桜川小学校、桜川中学校、城北中学校・高校が、南側には都立大山高校が隣接している。
- ・この地域一帯は、石神井川に流れこむ小さな河川が多かったため古くから人が住み、旧石器時代から奈良・平安時代の文化財が広い範囲にわたって分布している。公園内には、練馬区の登録文化財である「栗原遺跡」の竪穴住居跡と、板橋区の登録文化財である「茂呂遺跡」がある。
- ・石神井川の治水安全度向上のため、公園地下に城北中央公園調節池の整備が進められている。

(2)自然環境

- ・城北中央公園は、石神井川をはさんだ右左岸に位置し、武蔵野段丘上の平均海拔 30m 前後の成増台と呼ばれる台地にあり、石神井川や桜川、田柄川が谷を刻んだ起伏に富んだ地形となっている。
- ・公園内は、武蔵野の面影の残る屋敷林も残されているが、開設部分の植生は人為的に植えられた。

6 利用概況及び特色

利用者の多くは徒歩、自転車による利用である。駐車場利用者は、主にスポーツ施設利用者である。

石神井川左岸の本園地区は、競技場、野球場、テニスコート、多目的広場などの運動施設と、城北公園通り側にある児童公園やけやき広場など、利用者の多様なニーズに対応する施設として親しまれ利用されている。石神井川沿いの児童公園や子供広場は、地域の子供たちに利用されている。

①陸上競技場

400mトラックの陸上競技場は、ジョギングやウォーキングなどにも好適な場所である。また、運動会などで貸切り使用することもできる。

②野球場

野球場は、野球場 2 面と小野球場(ソフトボール場) 2 面があり、どの野球場も外周が緑に囲まれている。

③テニスコート

テニスコートは、雨の後でもプレーが可能な人工芝のコートが 9 面設置されている。

④児童公園と子供広場

低地にあり、分園的な性格をもっている桜川地区は、遊具のある円形の児童公園とこども広場からなっている。イチヨウ、ケヤキ、サクラなど背の高い木が多く、散策にも適している。

⑤茂呂遺跡、栗原遺跡

茂呂遺跡は、わが国旧石器時代の標準遺跡で、東京都指定遺跡。この辺りの集落跡地から出土したナイフ型石器は同型石の標識として茂呂型ナイフと称されている。また、栗原遺跡は、旧石器時代から平安時代にわたる複合遺跡。現在、ここには奈良時代の住居であるカヤブキ家屋が復元されている。

7 整備計画等

(1)城北中央公園南地区整備計画(平成 22 年)

基本理念「川沿いの緑に包まれたスポーツと歴史の公園」

また、災害時における避難場所や救出及び救助の活動拠点として防災機能の向上を図る。

① 緑の拠点の形成

- ・石神井川より北側の既存樹林等と一体となった水辺の明るい緑の拠点を創出
- ・遺跡や屋敷林等の既存樹木の活用、及び社寺林との連携による樹林の形成
- ・武蔵野の原風景を創出

②総合的な健康づくりの場の形成

- ・様々なレクリエーション利用に対応
- ・「ふるさと」を感じ、心癒される空間を創出
- ・大人から子どもへ自然・歴史を伝承

③防災拠点

- ・避難場所の拡充や救出及び救助の活動拠点としての機能の充実

(2)石神井川以北に関する整備計画(平成2年)

- ・現在の緑に包まれた運動公園という特性を活かしさらに発展
- ・今後のスポーツレクリエーション需要を考慮した運動施設の追加、質的向上、遺跡の保全と特徴ある公園づくり
- ・石神井川と一体化し、水辺と親しむことができる公園とする
- ・現在の苗圃を自然学習的機能を持ち合わせたものに転換

(3)新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・

緑地の整備方針」(令和 2 年 7 月、東京都・特別区・市町)に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和 11 年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後改定されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1)優先整備区域「事業促進区域」:71,800 m²

板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目

2)優先整備区域「新規事業化区域」:該当なし

注)「事業促進区域」:既に事業認可を取得済の区域(用地未取得地含む)

「新規事業化区域」:新たに事業認可を取得する区域(既に認可取得済の区域あり)

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

東京の骨格となる緑を拡張し、運動に親しめる環境づくりや災害時の防災機能の強化等を進め、多様なスポーツに対応し、都市の防災力を支える、スポーツと歴史の公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(2) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保します。
- 避難場所や大規模救出救助活動拠点として非常用発電設備や防災照明等の整備を計画的に行います。

(3) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。また、大規模救出救助活動拠点として、発災時の迅速な初動対応体制を強化するため、活動拠点の運営を行う現地機動班とともに定期的な訓練を実施します。

(4) 公園の拡張整備の推進

【施策5 公園をふやす】

- 「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、市街地から丘陵地にわたり新規公園の整備・開園や既設公園の拡張整備を進め、東京の緑の骨格に厚みとつながりを持たせるとともに、水と緑のネットワークの充実を図ります。

(5) 多様な主体と連携した公園整備

【施策5 公園をふやす】

- 水と緑のネットワークの拠点として、道路や河川とも連携して整備を推進します。

(6) 健康増進に向けた環境の整備

【施策7 笑顔をふやす】

- 既存の運動施設の計画的な改修など、気軽に運動に親しめる環境づくりを進めます。

(7) 人と動物との快適な利用の推進

【施策7 笑顔をふやす】

- 引き綱などでつなぐこと等、ペット連れ来園者への利用マナーの周知を図ります。

(8) インクルーシブな公園の創出

【施策8 つながりをつなぐ】

- 障がいのある子もいない子と一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。
- だれもが遊べる児童遊具への移動等円滑化や近傍トイレのユニバーサルシートの設置など、遊具広場の整備と併せて、ユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを進めます。

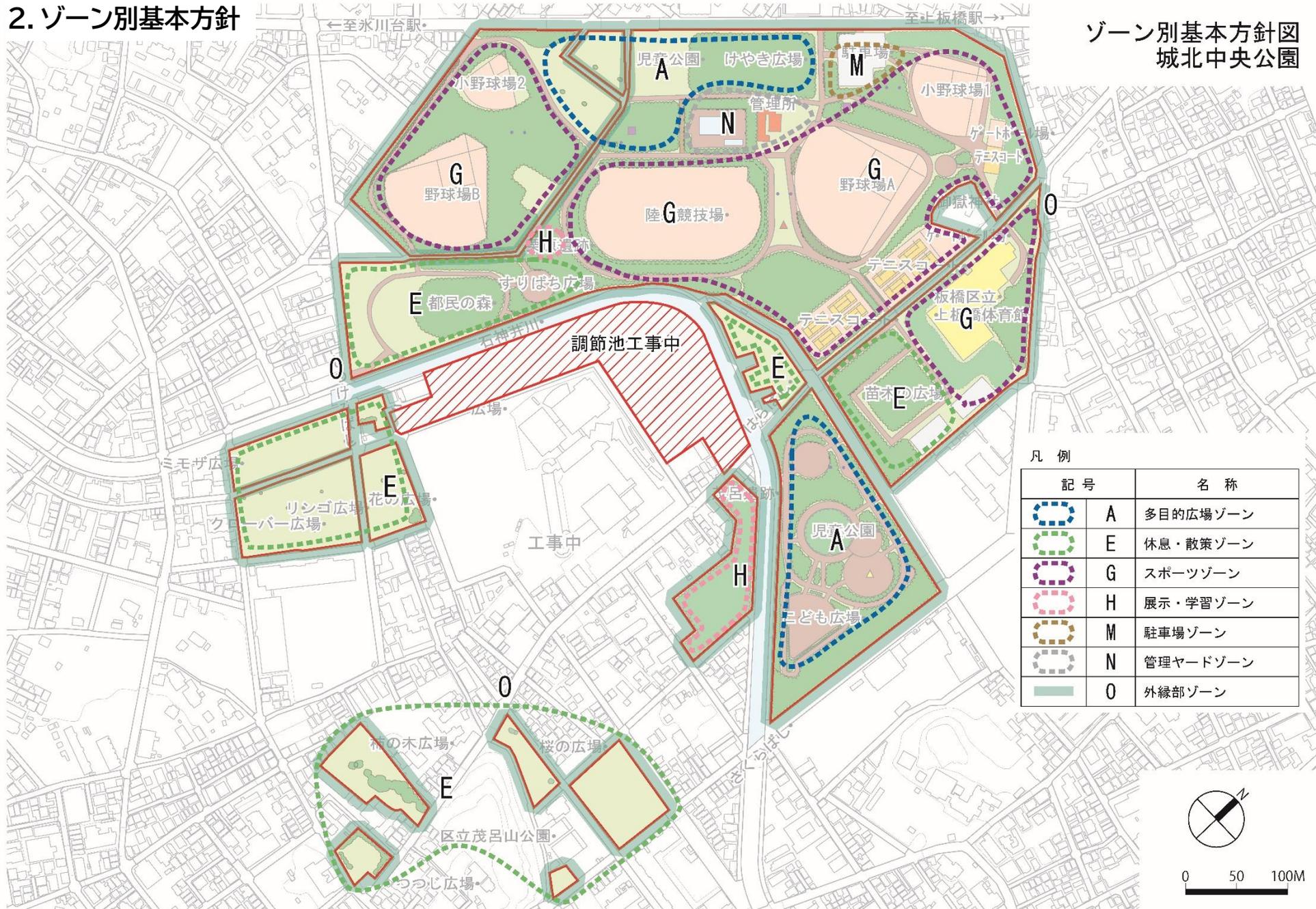
(9) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策9 施設や空間をかえる】

- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、段差解消、トイレのバリアフリー化や機能分散、サインの多言語化等のバリアフリー化を目指し、「誰もが利用しやすい公園等の整備」事業を実施します。
- 障がいのある子もいない子と一緒に、安全に遊ぶことができるよう、だれもが遊べる児童遊具の整備を進めます。地域の方々へのアンケート調査等を実施し、こどもたちも参加して企画や設計を進めます。(再掲)

2. ゾーン別基本方針

ゾーン別基本方針図
城北中央公園



この地図は、国土院院長の承認(平29国開公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(6都市基交第884号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

石神井川の南側では、公園の供用を休止し、城北中央公園調節池の工事が行われており、完了後は整備計画を踏まえ、石神井川沿いに視点場となる広場や散策路を設け、水辺や桜並木の景観を眺めながら散策や休息を楽しめるゾーンとしていく。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・けやき広場や児童公園などのあるゾーン けやき広場や児童公園などの広場は、憩いの場としての利用のほか、子供たちの遊具遊びの場、保育園の屋外保育の場などの利用に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・都民の森や苗木の広場のあるゾーン 木々の緑の中での散策・休息、軽運動、ドッグランなどの利用に対応していく。 ・花の広場や柿の木広場など小区画の広場のあるゾーン 主に地域の子供たちの日常的な遊びの場として利用されており、安全・快適な利用に対応していく。 住宅と隣接する小区画で点在していることから、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。

記号	区分	基本方針
G	スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な運動施設のあるゾーン 陸上競技場、野球場 2 面・小野球場 2 面、テニスコート(人工芝 9 面)、ゲートボール場(2 面)のほか、フットサルなどのできる多目的広場などがあり、有料施設等として、安全で快適な利用ができるよう管理する。また、老朽化した陸上競技場等の改修を計画的に進めていく。 なお、陸上競技場については、東京都地域防災計画で救出・救助の活動拠点、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。 ・板橋区立体育館のあるゾーン 運営主体が異なることから、双方が連携を図り施設利用等に配慮した管理を行う。
H	展示・学習ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・栗原遺跡と茂呂遺跡のあるゾーン 茂呂遺跡、栗原遺跡の保存に努めるとともに、郷土の歴史や文化の学習の場等として利活用に対応していく。

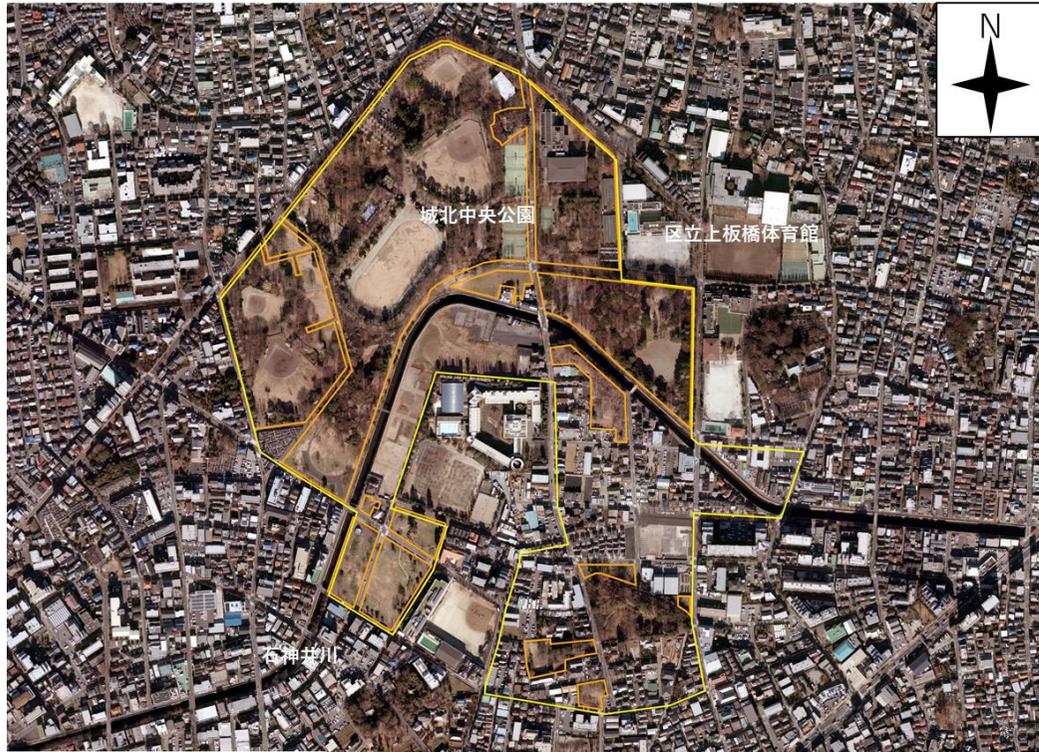
記号	区分	基本方針
M	駐車場ゾーン	<p>・駐車場のあるゾーン</p> <p>案内機能の充実により、車両による来園者を円滑に誘導するほか、歩行者の安全確保に努める。</p>
N	管理ヤードゾーン	<p>・管理所のあるゾーン</p> <p>管理ヤードからの作業車両の出入り時には利用者に注意するなど、安全確保に努める。</p>
O	外縁部ゾーン	<p>・民有地等や公道に接する公園外縁部</p> <p>本公園の飛び地となっている区域の外縁部は住宅地等と境界を接する所が多い。区画道路等を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣家等へ直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。また、石神井川に面する外縁部は、河川と一体的に良好な沿川景観の形成を図っていく。</p>

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



城北中央公園
(都市計画上板橋公園)



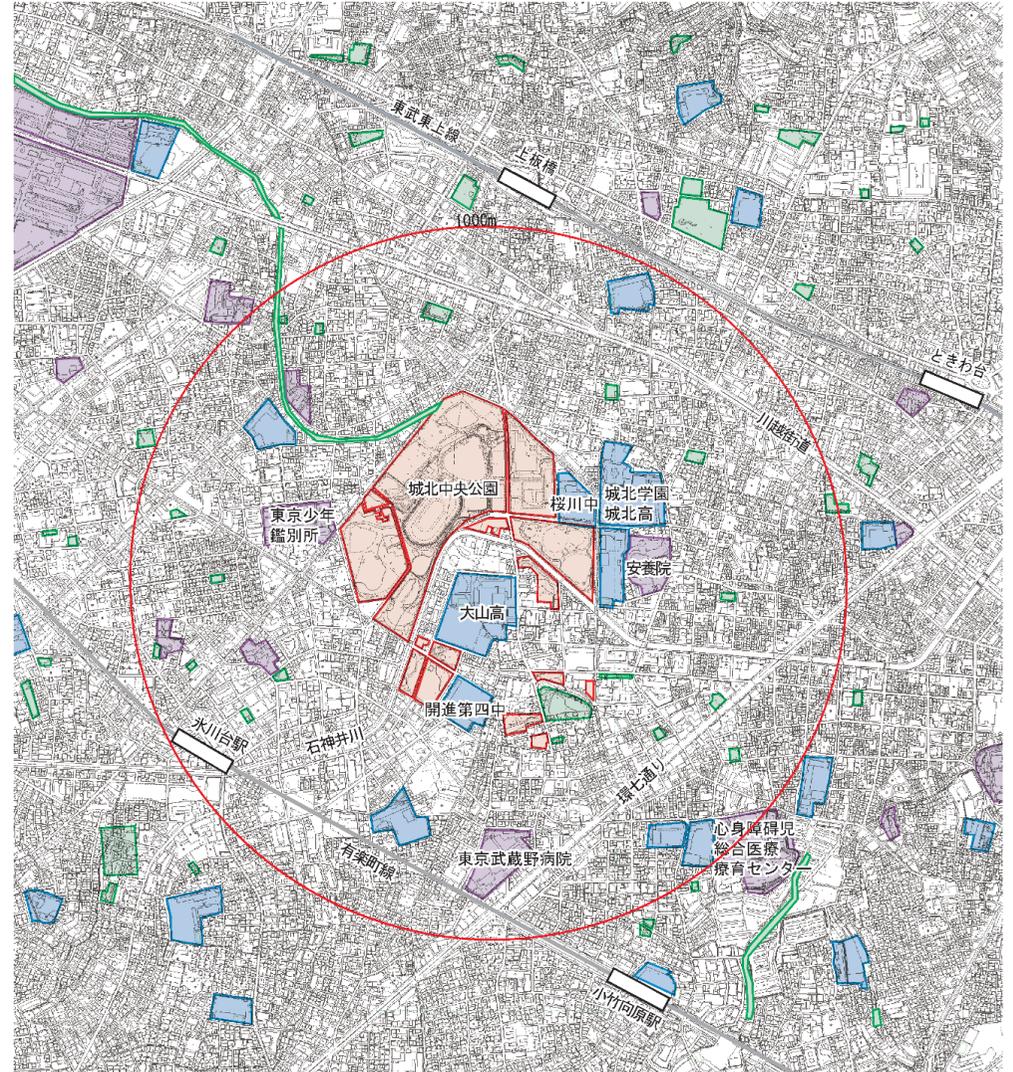
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

縮尺 1:3,000
0 100 200m

計画面積 43.6ha
縮尺 1:3,000
撮影年月日 令和2年3月撮影

周辺土地利用図 (地図)

城北中央公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道

0 500 1000M



園内の写真



テニスコート



イチョウ並木



栗原遺跡



ドッグラン

IV 資料編

■公園の沿革

昭和 16 年 12 月	緑地計画 59.83ha, 事業計画面積 59.5ha を都市計画委員会で議決, S17.1.20 内閣認可。		
昭和 17 年 1 月	計画決定。(内務省告示第 43 号)		
昭和 22 年 6 月	土発第 230 号で, 土地課長より事業用地 134,338.03 坪引継。	昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、都市計画決定
10 月	公園緑地課引継受。	昭和 37 年 10 月	東京都立上板橋緑地の名称及び区域を変更する。(変更前・東京都立上板橋緑地, 変更後・東京都立上板橋公園。)
12 月	自作農創設特別措置法により, 77,658.32 坪を農地開放区域に。残った 1,855 坪の土地は, 売却のため財務局へ引継ぐ。	昭和 42 年 4 月	学校法人・立教学院から土地及び運動施設・工作物等の返還とそれに伴う損失補償について、決定された。
昭和 30 年 3 月	学校法人・立教学院に対し競技場, 野球場, テニスコート, バレーコート, 更衣所を設置許可する。また、学校法人・立教学院に対し運動施設敷地として, 土地使用許可(面積 28,672 坪)。	昭和 43 年 1 月	学校法人立教学園より、土地及び工作物等の返還。復元住居を設置。立教学院に損失補償金を支払。
12 月	上板橋緑地内, 特別区道の廃止並びに所管換を板橋区長と練馬区長に申請。	4 月	運動施設を設置(競技場 1 面 21,820 m ² ・1 周 400m のトラック付, 野球場 3 面 30,900 m ² :A14,500 m ² :B9,500 m ² :C690 m ² =小野球場, 庭球場 8 面 6,462 m ² , 排球場 2 面 1,266 m ²)。
昭和 31 年 2 月	立教学院より, 運動施設設置承認の願出があり承認する。	昭和 44 年 3 月	「茂呂遺跡」が史跡として都指定文化財となる。
11 月	上板橋緑地運動場の管理規定を承認する。	昭和 45 年 4 月	東京都条例第 39 号, 「東京都立公園条例の一部を改正する条例」により名称を「東京都立城北中央公園」と改めた。
昭和 32 年 4 月	東京都告示第 34 号により開園。面積 132,631.40 m ² (40,121 坪)。 学校法人・立教学園に対し上板橋緑地内運動施設設置の許可期間の更新並びに施設設置を次の通り許可(期間, 昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日まで。 施設・野球場・競技場・庭球場・排球場・ラグビー場・サッカー場・ホッケー場・馬場・更衣場・	昭和 48 年 5 月	幼児用サイクリングコース開設
		昭和 49 年 6 月	サイクリングコース増設(延長 1.8 km, 幅員 2.5m)。「都民の森」(5,000 m ²)完成記念植樹祭。
		昭和 51 年 7 月	都市計画変更
		昭和 56 年 7 月	東京都水道局に対して震災対策用応急給水施設の設置を許可した。(613・37 m ²)

■公園の沿革

昭和 59 年 6 月	少年野球場を開設
昭和 59 年度	ユーカリ栽培を行いコアラの飼料供給を図る。
平成 11 年 3 月	プール、じゃぶじゃぶ池、サイクリングセンター、サイクリングコースを閉鎖。
平成 17 年 6 月	ドッグランを開設。
平成 20 年 8 月	東京都震災対策条例により、陸上競技場が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成 29 年 10 月	城北中央公園調節池設置工事施工のため、当該区域を一部廃園 9,291.14 m ²

■マネジメントプラン策定履歴

平成 16 年 8 月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成 18 年 12 月	城北中央公園マネジメントプラン策定
平成 22 年 3 月	城北中央公園マネジメントプラン改定
平成 27 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
平成 27 年 5 月	城北中央公園マネジメントプラン改定
令和 4 年 9 月	城北中央公園マネジメントプラン改定
令和 6 年 3 月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和 7 年 3 月	城北中央公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年間総計(人)	1,498,112	967,454	1,060,943	886,467	890,505

2)月別利用者数の推移

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	178,210	148,137	93,590	71,641	61,947	87,233
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,498,112	161,319	149,726	148,528	136,904	99,880	160,997

3)有料施設の利用状況

(件)

施設名	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
競技場	29	21	15	17	19

■主な催し物(令和5年度実施分)

	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	4月18-5月9、6月29-7月7、10月1-31、12月4-25、12月26-1月9	—
	2	ウォーキング・ジョギング教室	1月18日、3月17日	63
	3	子どもスポーツ教室	1月14日、3月17日	104
都民協働	1	地域連携防災訓練	5月20、11月25、12月16、1月28	785
	2	公園連絡協議会	4月20、6月15、7月6、8月17、9月28、10月19、12月21、1月18、3月21	82
	3	自然観察会	6月18日	約40
	4	子ども自然観察会	8月6、1月21	58
	5	気ままにボランティア	城北学園6月27、10月3、1月16板橋区9月17、10月14大山高校11月1	740、35、42
自主事業	1	野球教室	3月10日	38
	2	古代フェスティバル	11月3日	346
	3	飼い主のマナーアップ	2月17日	30
	4	自然とふれあいイベント	12月3日	217
	5	オータムフェスタ	11月12日	173

■主な活動団体(令和5年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
城北中央公園 清掃ボランティア	園内美化活動	18
城北 DOG WAN	ドッグラン活動	20
すみれ会	植物管理活動	18
城北公園・四季の会	自然普及活動・自然環境管理・イベント活動	15
NPO法人 PLAYTANK	練馬区の子育て支援事業 「おひさま びよびよ」(外遊び型子育てのひろば)	3

■ 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略(令和3年3月)
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)(令和4年11月)
- ・都市づくりのランドデザイン(平成29年9月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月)
- ・東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)
- ・練馬区地域防災計画(令和5年修正)
- ・板橋区地域防災計画(令和5年度改定)